

和歌山県 公務員制度  
（市町村等の定員・福利厚生  
・勤務条件）の概要

和歌山県 総務部 総務管理局  
市町村課 行政班

# 目次

## 【定員管理】 ……P3～P8

市町村職員数の推移 ……3

一部事務組合の職員数の推移 ……4

各市町村職員数の削減状況及び類似団体との比較 ……5

市町村部門別職員数の状況 ……6

今後の職員数の推移(集中改革プラン) ……7

市町村技能労務職員数と民間委託の状況 ……8

市町村・一部事務組合 臨時・非常勤職員の状況 ……9

## 【福利厚生】

福利厚生事業の状況 ……10

## 【勤務条件】 ……P11～P14

市町村職員の病気休暇の状況 ……11

市町村職員の特別休暇等の状況 ……12

市町村職員の育児休業の状況 ……13

# 市町村職員数の推移

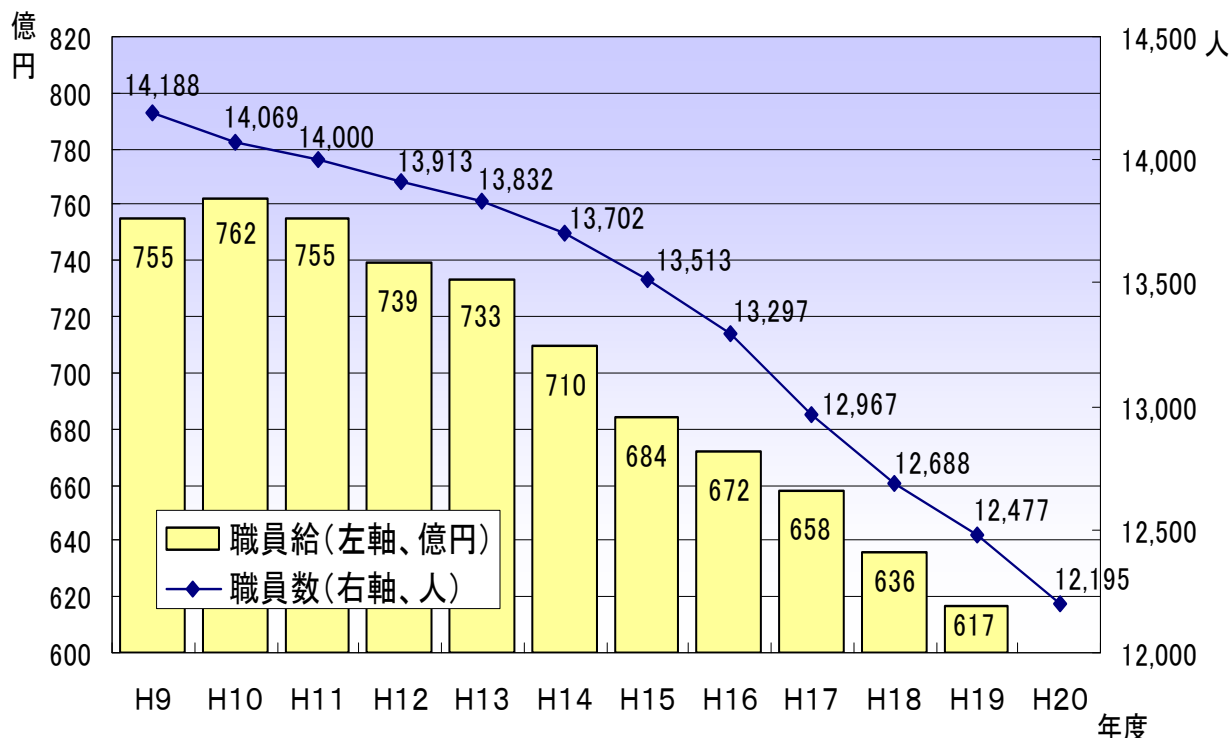
市町村の職員数は、近年、減少が続いています。各市町村で定員の適正化を図り、人件費の抑制に努めています。

○職員数については、平成15年度以降の5年間で、1,318人(▲9.8%)の削減、平成10年度以降の10年間で、1,874人(▲13.3%)の削減が行われています。

○職員給については、平成10年度の762億円をピークに減少が続いており、平成14年度以降の5年間で、93億円(▲13.1%)の削減が行われています。

○平成20年度の職員数は、12,195人で、対前年度282人(▲2.3%)の削減が行われています。

年度	職員数(人)	対前年 増減数(人)	対前年 増減率(%)
9	14,188	▲10	▲0.1
10	14,069	▲119	▲0.8
11	14,000	▲69	▲0.5
12	13,913	▲87	▲0.6
13	13,832	▲81	▲0.6
14	13,702	▲130	▲0.9
15	13,513	▲189	▲1.4
16	13,297	▲216	▲1.6
17	12,967	▲330	▲2.5
18	12,688	▲279	▲2.2
19	12,477	▲211	▲1.7
20	12,195	▲282	▲2.3



※職員給については、各年度の決算統計(普通会計)データによる(合併団体は調整)。

※解散した一部事務組合を市町村が引き継いでいる場合、数値を調整しています。

# 一部事務組合の職員数の推移

一部事務組合の職員数は、病院や老人福祉施設など厚生福祉関係の組合において、増加傾向にあります。

○職員数については、平成15年度以降の5年間で、41人(1.6%)増加しています(特殊要因除く※)。特に病院や老人福祉施設など厚生福祉に関わる一部事務組合において、職員が増加しています。

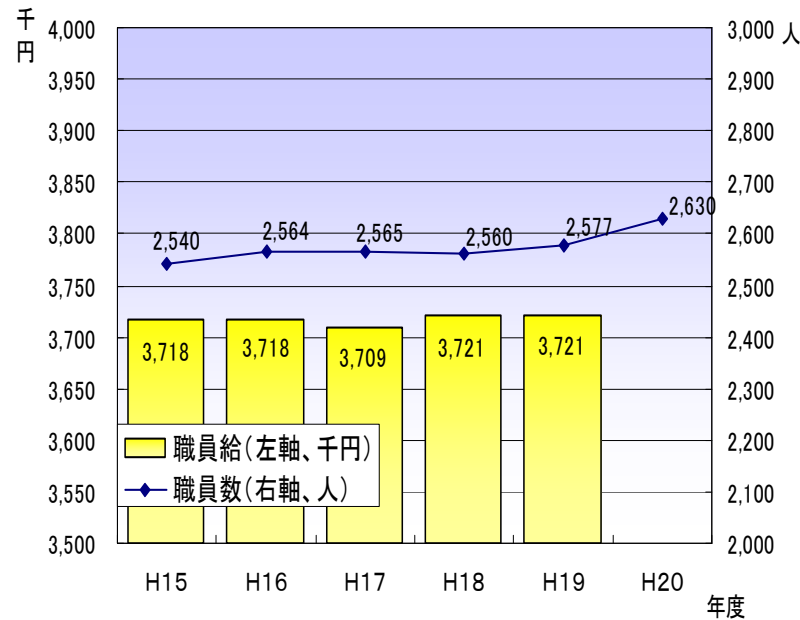
○職員給については、平成15年以降の5年間で見ると、微増であり、大幅な変化は見られません。

○平成20年度の職員数は、2,581人で、対前年度4人(0.2%)増加しています(特殊要因除く※)。

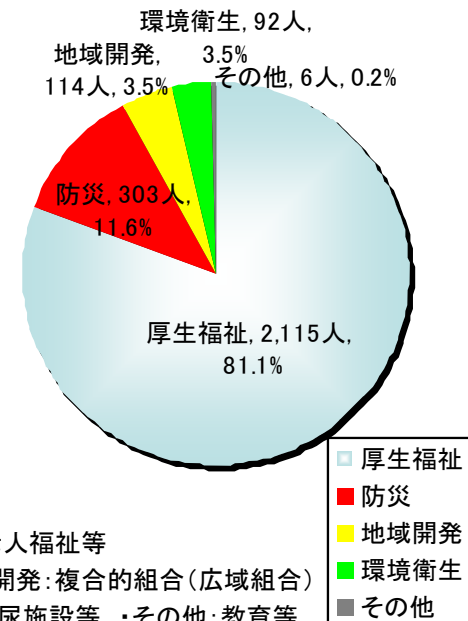
◆一部事務組合数:41団体(常勤職員がいる団体)。厚生福祉関係の職員が、全体の81.1%を占めています。

※特殊要因とは、平成20年調査により、常勤職員と同様の勤務形態の臨時職員等を職員数に加算したことによる増加。

年度	職員数(人)	対前年 増減数(人)	対前年 増減率(%)
15	2,540	▲7	▲0.3
16	2,564	24	0.9
17	2,565	1	0.0
18	2,560	▲5	▲0.2
19	2,577	17	0.7
20	2,630 (2,581)	53 (4)	2.1 (0.2)



分類別職員数の割合



- ・厚生福祉: 病院、老人福祉等
- ・防災: 消防
- ・地域開発: 複合的組合(広域組合)
- ・環境衛生: 清掃、し尿施設等
- ・その他: 教育等

※( )内は特殊要因を除いた数値

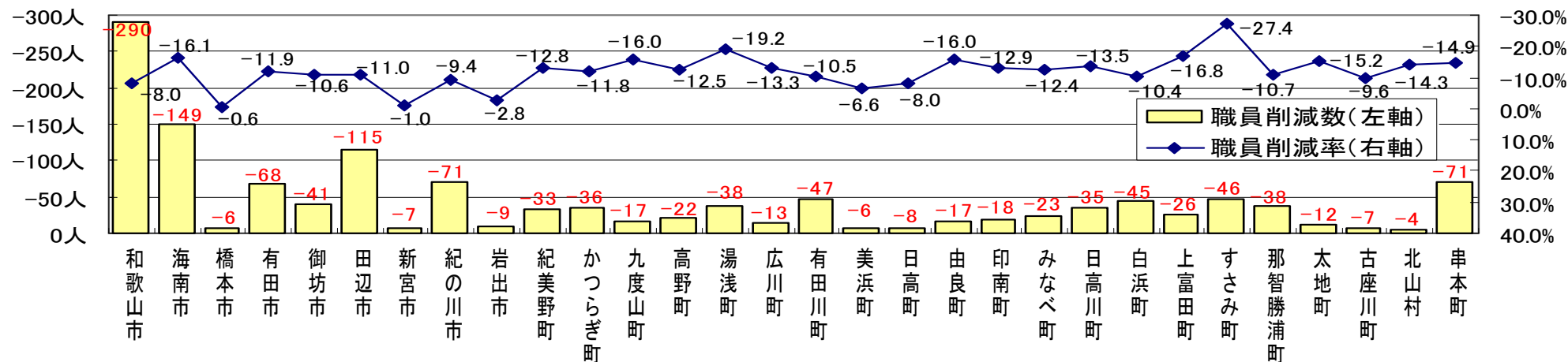
※職員給については、各年度の決算統計(普通会計)データによる。

※解散した一部事務組合を市町村が引き継いでいる場合、数値を調整しています。

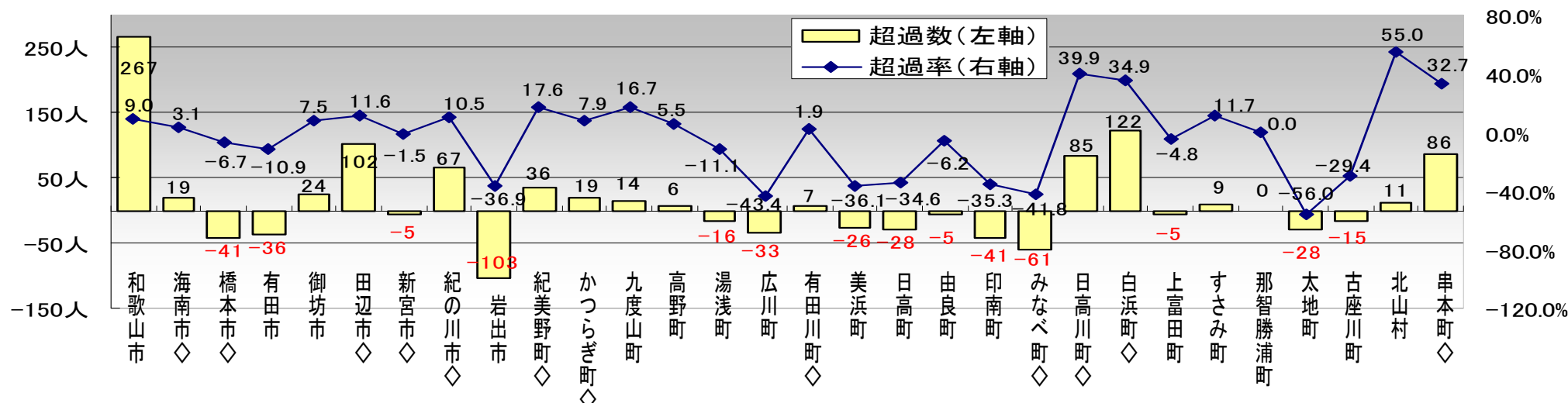
# 各市町村職員数の削減状況及び類似団体との比較

過去5年間で見ると、各市町村ともに、職員の削減に努めています。しかし、類似団体と比較してみると、合併団体以外でも、職員数が超過している団体もあります。

過去5年間の職員削減の状況（平成15年4月～平成20年4月）



類似団体職員数との比較（平成19年4月1日現在・普通会計部門）



※1 類似団体職員数とは、人口と産業構造を基準にいくつかのグループに分類し、そのグループ毎の普通会計部門の平均職員数です。

※2 合併団体は団体名に◇を付けています。合併団体は、類似団体と比較して職員数が増える傾向にあります。

# 市町村部門別職員数の状況

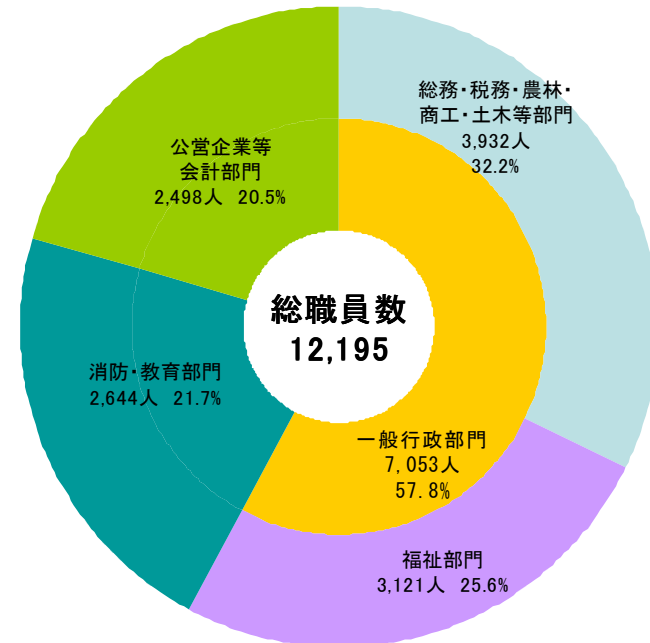
平成15年度と比べて、部門別で職員数の変化を見ると、各部門ともに職員の削減が進められています。

- 一般行政部門(福祉部門除き)において、削減率が最も大きく、▲13.0%削減されています。これは、法令で定められる職員配置基準など、職員数に制約を受ける事務が少なく、各団体により主体的に職員の配置を決める余地が大きいと考えられます。
- 一部に、法令等により職員の配置基準が定められている、福祉部門、消防・教育部門では、それぞれ▲10.1%、▲8.6%となっています。
- 企業経営の観点から、定員管理が行われる公営企業等会計部門においては、一部の病院で職員が増加していることで、削減率が最も小さく、▲5.0%に留まっています。

## 構成割合の変化

	H15 構成割合	H20 構成割合 (対H15)	職員削減率 (増減数)
一般行政部門 (福祉部門除き) 【総務・税務・農林・ 商工・土木等部門】	33.4%	32.2% (▲1.2)	▲13.0% (▲585人)
福祉部門	25.7%	25.6% (▲0.1)	▲10.1% (▲351人)
消防・教育部門	21.4%	21.7% (0.3)	▲8.6% (▲250人)
公営企業等会計部門	19.5%	20.5% (1.0)	▲5.0% (▲132人)

## 部門別構成



# 今後の職員数の推移（集中改革プラン）

集中改革プランについては、目標達成に向けて、職員数や配置状況を検証・分析し、事業の見直し、組織の合理化、民間委託の推進等により職員数の適正化・見直しを図ることが求められています。

- 集中改革プランとは、平成17年4月1日から平成22年4月1日までの5年間の行政改革について、具体的な取組を明示した計画で、定員適正化については、県内全市町村で平成22年4月1日の数値目標が設定されています。地方公務員全体では「骨太の方針2006」等において、5年間で▲5.7%の定員削減を行うこととされています。
- 数値目標は、県内市町村全体(▲9.3%)で、全国平均(▲8.5%)を上回る目標が定められています。
- 純減実績は、県全体(▲4.6%)で、全国平均(▲6.4%)を下回っています。これは、一部事務組合の職員数の増加や、主に病院における職員増が要因の一つとなっています。市民サービスを低下させないため、必要な職員を配置する必要がありますが、今後、定員適正化計画の再検討も必要と考えられます。

	数値目標 (H20.8.1時点)	純減実績 (H20.4.1時点)	進捗率
市(9団体)	▲8.7%	▲5.0%	57.0%
町村(21団体)	▲10.7%	▲8.1%	76.3%
小計(30団体)	▲9.3%	▲6.0%	63.9%
合計 (市町村+一組)	—	▲4.6%	—
全国	▲8.5%	▲6.4%	—

純減率順	市町村名	純減実績 (H20.4.1現在)
1	日高川町	▲14.5%
2	すさみ町	▲14.1%
3	由良町	▲11.9%
4	九度山町	▲11.0%
5	紀美野町	▲10.7%

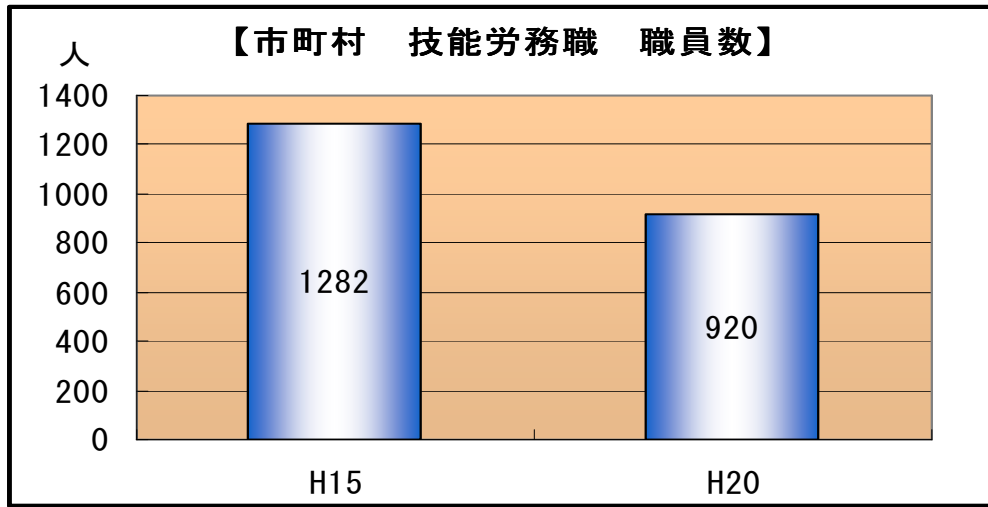
※「合計」は、市町村に、一部事務組合を加えた職員数により算出しています。

※「全国」の「数値目標」は、政令指定都市を除く市区町村の平均値、「純減実績」は、市区町村に一部事務組合等を加えて算出した平均値です。

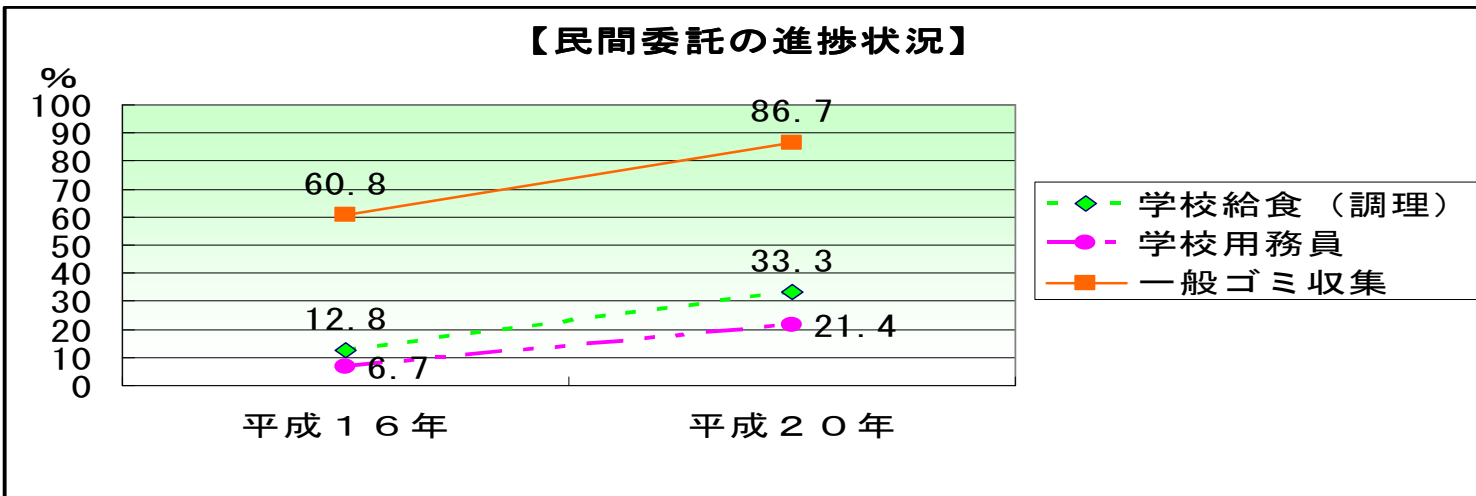
# 市町村技能労務職員数と民間委託の状況

技能労務職については、平成20年3月に、各市町村において「技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針」を策定しており、原則、「退職不補充」という方針のもと、職員を削減しています。技能労務職が担っていた給食調理、ゴミ収集などの業務については、民間委託や臨時職員により対応しています。

○技能労務職の職員数は、平成15年以降の5年間で362人(▲28.2%)の削減が行われています。



	H15 職員数	H20 職員数	職員増減数 (増減率)
清掃職員	472人	264人	▲208人 (▲44.1%)
学校給食員	264人	209人	▲55人 (▲20.8%)
その他	546人	447人	▲99人 (▲18.1%)
合計	1,282人	920人	▲362人 (▲28.2%)



※民間委託の割合は、委託(一部委託を含む)を行っている市町村数を、当該事業を実施する市町村数で割った数値です。

(計算式)

民間委託割合(%) = 委託実施団体数 / 事業実施団体数 × 100



# 市町村・一部事務組合 臨時・非常勤職員の状況

各団体において、行政改革の取組により、職員の削減に努めていますが、一方で臨時的、補助的な業務、あるいは専門的な業務に機動的に対応するため、非常勤職員、臨時職員を採用しています。

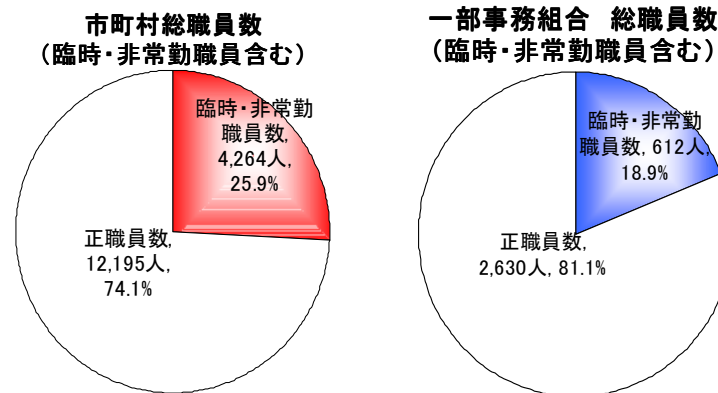
総職員に占める非常勤職員・臨時職員の割合が高くなっていることから、今後は、職員給に賃金を加えた総人件費による管理が必要であると思われます。

## 平成20年4月市町村・一部事務組合 職種別分類

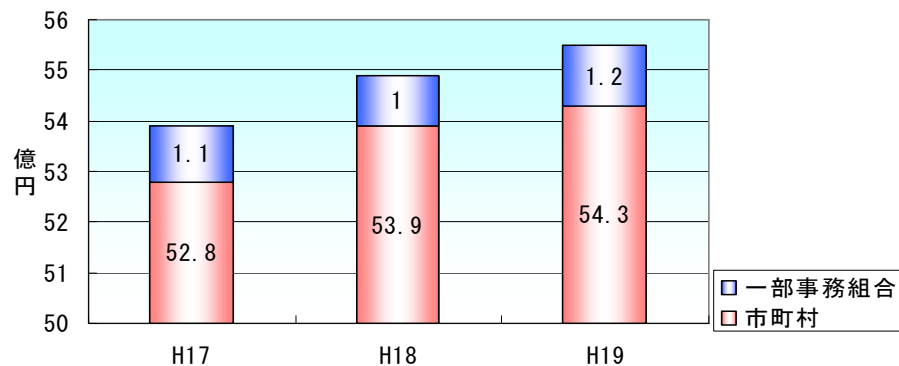
区分	市町村職員数(人)	一組職員数(人)
一般事務職員	1,100	136
保育士・介護職員等	905	164
技能労務職員	1,173	209
その他(医師、教員・看護師等)	1,086	103
合計	4,264	612

※1週間あたりの勤務時間が20時間以上、任用期間が6ヶ月以上の職員が対象

## 【総職員に占める臨時・非常勤職員の占める割合】



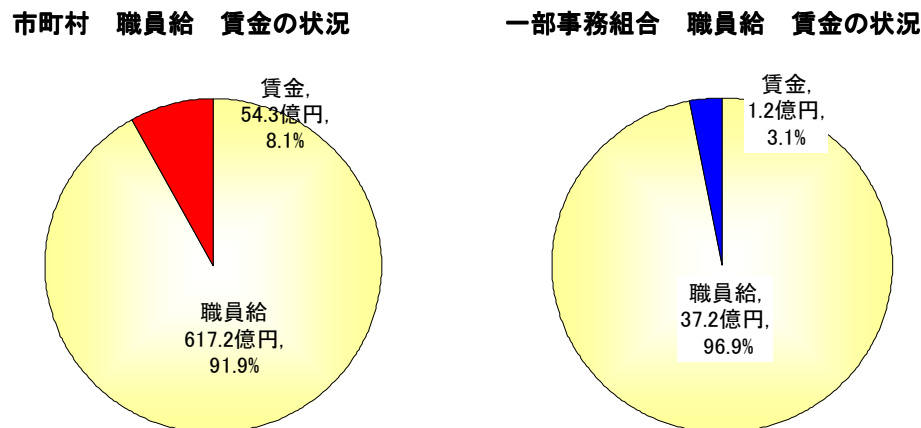
## 【市町村・一部事務組合 賃金の推移】



※数値については、各年度の決算統計(普通会計)データによる。

※任用期間が、6ヶ月未満の日々雇い入れの職員等も含む。

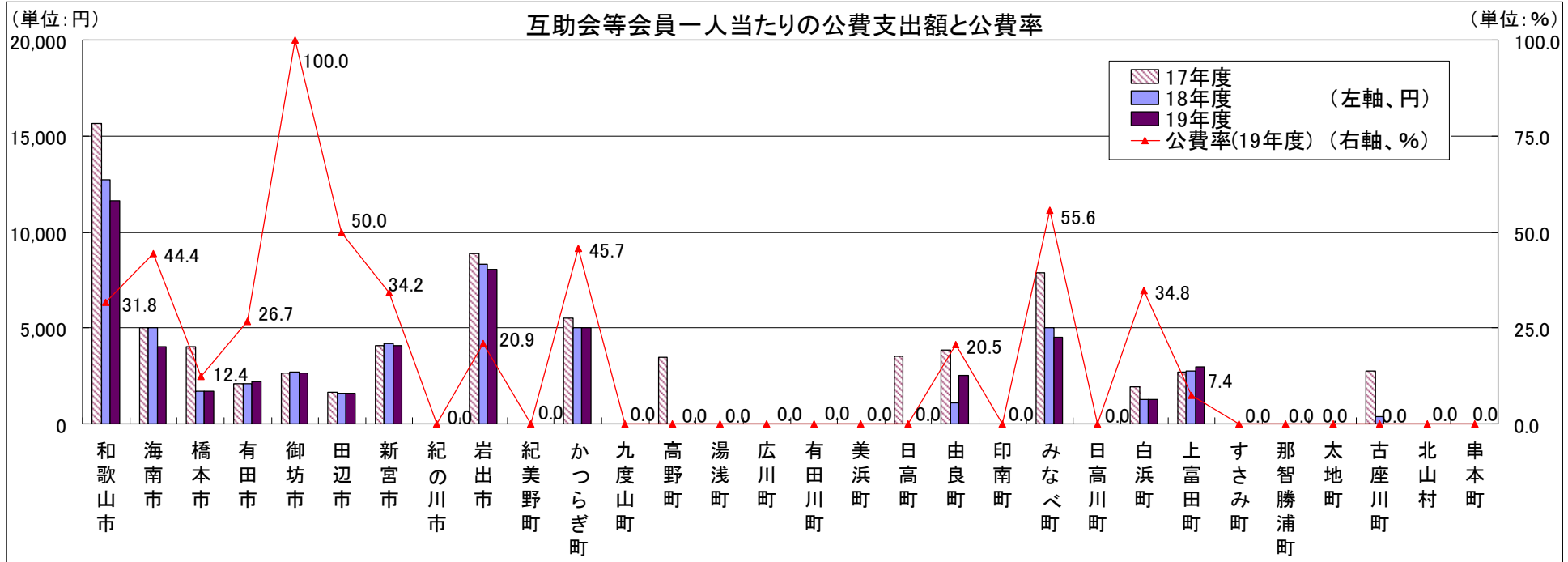
## 【総人件費(普通会計)の状況】



※数値については、19年度の決算統計(普通会計)データによる。

# 福利厚生事業の状況

- 地方公共団体が実施する福利厚生事業については、地方公共団体が民間企業と同様、雇用主として実施。
- 主な事業内容  
 保健・医療、元気回復（レクリエーション）、祝金・弔慰金等の給付など。  
 ※ これらの事業の実施方法としては、各地方公共団体が直接実施する場合や各地方公共団体における職員のための任意的な互助組織として設置されている職員の互助会や互助組合などを通じて実施する場合があります。
- 互助会等への公費支出状況（19年度決算）  
 市町村・・・13団体（全30団体中）で56,145千円（一人あたり6,231円）を支出。  
 一部事務組合・広域連合・・・11団体（全47団体中）で6,572千円（一人あたり4,079円）を支出。
- 見直し等の取組状況  
 互助会等への公費支出額が2年間（平成17年度～19年度）で26.2%削減【市町村・一組等平均】



# 市町村職員の病気休暇の状況

国の制度に準ずるとともに、住民の理解が得られるよう適正化・見直しを図る必要があります。

○国の病気休暇は必要最小限度の期間(90日以内は給与減額なし)

## 国と異なる11団体

- 120日又は4箇月以内は給与減額なし・・・有田市
- 180日又は6箇月以内は給与減額なし・・・海南市、橋本市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、湯浅町、みなべ町、太地町

区 分		国と同等		国より有利	
			対前年度増減数		対前年度増減数
市	平成19年度	4	0	5	0
	平成20年度	4		5	
町村	平成19年度	8	7	13	▲7
	平成20年度	15		6	
計	平成19年度	12	7	18	▲7
	平成20年度	19		11	

# 市町村職員の特別休暇等の状況

各市町村で時代の変化を踏まえて、必要性を検討し、住民の理解が得られるよう努める必要があります。

## ○夏期休暇制度・・・国の期間は3日間

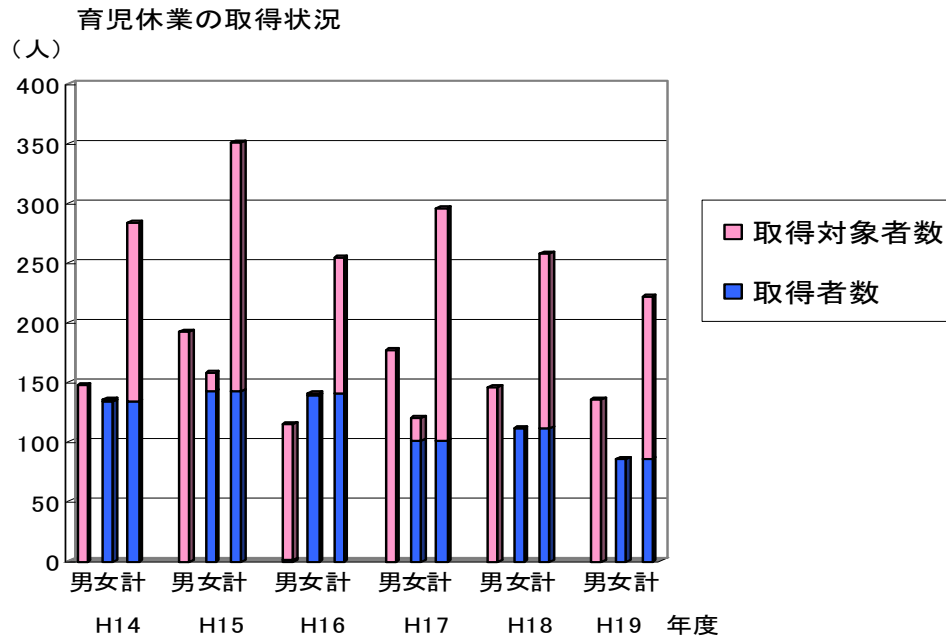
	制度なし	制度あり		
		3日	5日	7日
市	0	2	4	3
町村	1	16	3	1
県計	1	18	7	4
構成比率	3.3%	60.0%	23.3%	13.3%

## ○その他の特別休暇制度

区分	導入団体数			導入率
	市	町村	県計	
子の看護をする場合	8	14	22	73.3%
育児参加をする場合	6	11	17	56.7%
災害時に通勤途上の身体の危機を回避する場合	1	4	5	0.2%
家族の看護	2	0	2	6.7%
リフレッシュ・永年勤続	5	0	5	16.7%
妊娠障害	5	1	6	20.0%
ファミリーサポート	1	0	1	3.3%

# 市町村職員の育児休業の状況

- 男性職員の取得者が圧倒的に少ない
- 平成19年度における女性職員の取得率は100%



区分	男		女		計	
	県内市町村	全国	県内市町村	全国	県内市町村	全国
H14	0.0%	0.4%	97.8%	94.4%	47.0%	44.3%
H15	0.0%	0.5%	90.5%	95.1%	40.7%	43.0%
H16	0.9%	0.5%	98.6%	95.5%	54.9%	41.6%
H17	0.0%	0.6%	84.2%	95.5%	34.1%	40.5%
H18	0.0%	0.7%	100.0%	96.5%	43.2%	40.9%
H19	0.0%	0.8%	100.0%	96.4%	40.9%	41.8%

\*全国数値は、都道府県・政令市・市区町村の平均値です。

## 他の子育て支援策

- ☆育児短時間勤務制度 . . . . . 18市町村導入済み / 30市町村
- ☆育児参加をする場合の休暇 . . . . . 17市町村導入済み / 30市町村
- ☆子の看護をする場合の休暇 . . . . . 22市町村導入済み / 30市町村